

令和 8 年度における子育て支援サービスの充実について

1 概要

近年、子供や子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化し、一時預かり事業の利用も増加している。これらの状況を踏まえ、全ての子供を健全に育成し、地域社会全体で子供を育むことができるよう、子育て支援サービスの充実を図る。

2 事業概要

(1) 谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイの実施

現在「ほうらい子育てサポートセンター」で実施しているトワイライトステイ事業の利用ニーズの高まりに対応するため、新たに「谷中子ども家庭支援センター」において実施する。

- 対象児童：区内在住の 2 歳から未就学児までの児童
- 利用要件：保護者が就労や出産・疾病等の理由により、養育することが一時的に困難な場合 ※送迎サービス提供なし
- 実施施設：谷中子ども家庭支援センター
- 利用日時：17時から22時まで（1月1日～3日を除く日）
- 利用料金：1回2,000円 ※所得に応じて減免あり
※食事付き

(2) ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の申請受付期間の変更

区民の利便性向上を図るため、現在の四半期ごとの申請受付から毎月の受付に変更するとともに、業務効率化を図るため、受付事業等を委託する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の利用支援

育児の援助を受ける依頼会員の利用を支援するため、利用料の一部を助成し、新規登録や援助活動の利用を促進する。

3 予算額（案）

【歳入】 224千円

【歳出】 28,267千円

4 今後の予定

令和8年4月 ファミリー・サポート・センター事業の利用支援開始
谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイ
事業開始

7月 ベビーシッター利用支援事業毎月受付開始

第29号議案 東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この条例は、東京都台東区立子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を設置し、子育ての相談や事業を通じ、<u>子供</u>と家庭を支援し、区民が安心して<u>子供</u>を産み育てることができる地域環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>子供</u>と家庭の相談及び指導に関すること。</p> <p>(2) 保護者同士の交流の場及び<u>子供</u>の遊び場の提供等子育て支援に関すること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>子供</u>と家庭支援に関する関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>(利用の対象)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 区内に居住する18歳未満の<u>子供</u>及びその保護者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 第3条第2号に規定する事業のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を利用したときは、規則で定める費用を区長に納めなければならない。</u></p> <p><u>3 第3条第2号に規定する事業のうち、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用したときは、規則で定める費用を区長(指定管理者が管理するセンターにあっては指定管理者)に納めなければならない。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この条例は、東京都台東区立子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を設置し、子育ての相談や事業を通じ、<u>子ども</u>と家庭を支援し、区民が安心して<u>子ども</u>を産み育てることができる地域環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>子ども</u>と家庭の相談及び指導に関すること。</p> <p>(2) 保護者同士の交流の場及び<u>子ども</u>の遊び場の提供等子育て支援に関すること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>子ども</u>と家庭支援に関する関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>(利用の対象)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 区内に居住する18歳未満の<u>子ども</u>及びその保護者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 第3条第2号に規定する事業のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用したときは、規則で定める費用を区長(指定管理者が管理するセンターにあっては指定管理者)に納めなければならない。</u></p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。